

平成18年に取り扱った 事件の内容

目 次

第1部	概 要		
第1	活 動 概 要	3
第2	組 織	4
1	委 員 会	4
2	あっせん員候補者	4
3	事 務 局	4
第3	会 議	5
1	総 会	5
2	公益委員会議	5
3	連 絡 会 議	5
第4	各 種 名 簿	6
1	委 員 名 簿	6
2	あっせん員候補者名簿	8
第2部	調整関係		
第1	労働争議の調整	13
1	概 況	13
2	調整事件取扱一覧表	17
3	事 件 記 録	20
第3部	審査関係		
第1	不当労働行為事件の審査	59
1	概 況	59
2	不当労働行為事件取扱一覧表	66
3	審査の期間の目標及び審査の実施状況	67
第2	労働組合の資格審査	69
1	概 況	69
2	労働組合資格審査取扱一覧表	70

第1部 概要

第1	活 動 概 要	3
第2	組 織	4
1	委 員 会	4
2	あっせん員候補者	4
3	事 務 局	4
第3	会 議	5
1	総 会	5
2	公益委員会議	5
3	連 絡 会 議	5
第4	各 種 名 簿	6
1	委 員 名 簿	6
2	あっせん員候補者名簿	8

第1 活動概要

平成18年の当委員会は、第39期委員により運営され、総会を20回、公益委員会議を20回開催したほか、委員会相互の連絡及び事務処理について必要な研究、情報交換等のため、全国又は地域別に開催される連絡会議に参加した。

当委員会が取り扱った事件等の状況は、次表のとおりであり、総取扱件数は154件で、平成17年に比べ39件減少した。また、終結件数は146件で、30件減少した。これを終結率で見ると、94.8%で、前年の91.2%を上回り、平成19年への繰越件数は8件となっている。

平成18年事件取扱状況

区 分	労 働 争 議		不 当 労 働 行 為 の 審 査	労 働 組 合 の 資 格 審 査	相 談	計
	調 整	実 情 調 査				
取 扱 件 数	18 (-)	70 (2)	8 (4)	24 (11)	34 (-)	154 (17)
終 結 件 数	17 (-)	70 (2)	5 (3)	20 (9)	34 (-)	146 (14)

(注) () 内は、前年から繰り越した件数で、内数である。

第2 組 織

1 委 員 会

当委員会は、公益委員7名、労働者委員7名、使用者委員7名、計21名で構成されている。

平成18年は、第39期委員により運営された。

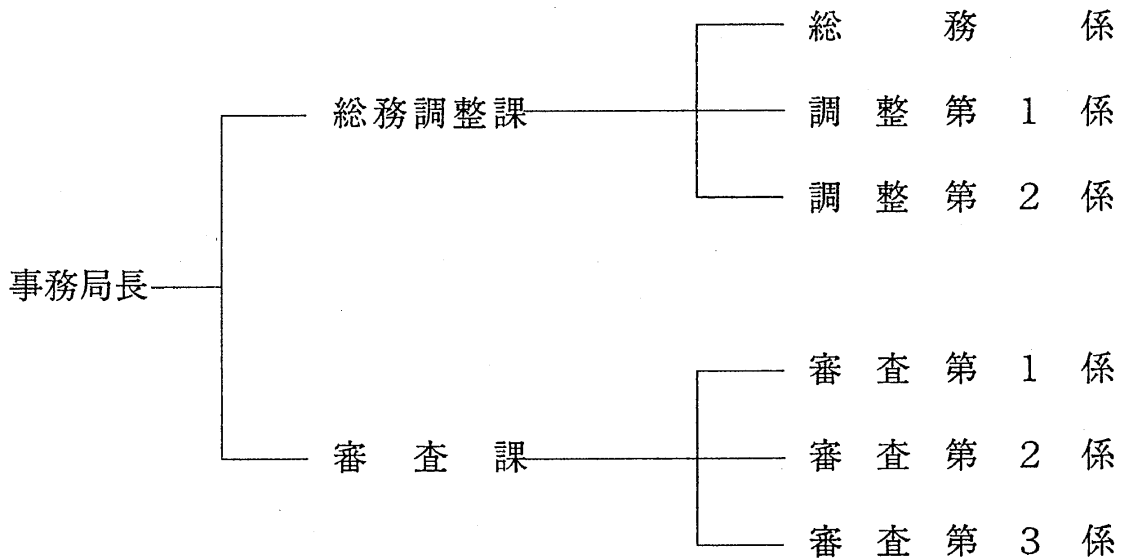
2 あっせん員候補者

当委員会では、あっせん員候補者委嘱基準内規を設け、学識経験者の中からあらかじめあっせん員候補者を委嘱している。平成18年12月31日現在のあっせん員候補者は28名である。

3 事 務 局

委員会には、その事務を整理するため、事務局が設置されており、平成18年12月31日現在の事務局職員は、事務局長以下21名である。

組織図



第3 会 議

1 総 会

総会は、委員会の活動を総合的に把握し、その適切な運営を期するため、委員全員で構成する会議である。当委員会では、原則として毎月第1・3木曜日を定例日としている。

なお、平成18年は、第1264回から第1283回までの20回の総会を開催した。

2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合の資格審査の決定、不当労働行為事件の命令、公益事業の争議行為予告通知義務違反の処罰請求などを行うため、公益委員のみで構成する会議である。当委員会では、原則として定例総会の日には総会に先立って開催するほか、事件の合議等で緊急を要するものの処理のため臨時に開催している。

なお、平成18年は、第1257回から第1276回までの20回の公益委員会議を開催した。

3 連絡会議

当委員会が参加する連絡会議には、全国会議、政令指定都市を抱える十三都道府県会議、近畿ブロック会議などがある。

平成18年は、事業の実施、改正労働組合法の運用、個別的労使紛争、不当労働行為事件に表れた新たな問題点等を議題として、活発な見解の交流が行われた。

第4 各種名簿

1 委員名簿

第39期 委 員

◎印 会長 ○印 会長代理
平成17年7月28日任命 50音順
(平成18年12月31日現在)

区分	氏名	現職	任命年月日 在任期間
公益委員	釜本貞男	行政相談委員	平成14.7.5 37期～39期
	○小 嶋 典 明	大阪大学大学院高等司法研究科教授	平成9.7.2 35期～39期
	島 本 健 二	社会福祉士	平成15.7.22 38期～39期
	下 崎 千 代 子	大阪市立大学大学院経営学研究科教授	平成17.7.28 39期
	◎滝 澤 功 治	弁護士	平成9.7.2 35期～39期
	春 名 一 典	弁護士	平成12.2.1 36期～39期
	正 木 靖 子	弁護士	平成13.7.9 37期～39期
労働者委員	大 森 唯 行	新日鉄広畑労働組合組合長	平成15.7.22 38期～39期
	佐 藤 幸 信	N T T労働組合西日本本部事務局長	平成17.7.28 39期
	白 田 春 雄	三菱重工労働組合高砂製作所支部執行委員長	平成18.3.16 39期
	高 西 太 郎	関西電力労働組合兵庫地区本部執行委員長	平成17.7.28 39期
	高 本 計 廣	山陽電気鉄道労働組合特別執行委員	平成15.7.22 38期～39期
	村 上 昇	U I ゼンセン同盟兵庫県支部支部長	平成15.7.22 38期～39期
	柳 田 忠	ナブコ労働組合執行委員長	平成13.7.9 37期～39期

区 分	氏 名	現 職	任命年月日 在任期間
使用者委員	石 崎 泰 二	尼崎経営者協会参与	平成7.6.23 34期～39期
	高 田 裕 士	カルトンアイ(株)代表取締役会長	平成7.6.23 34期～39期
	竹 田 佑 一	まねき食品(株)代表取締役社長	平成5.10.15 33期～39期
	塚 本 晴 之	六甲フーズ(株)代表取締役社長	平成13.7.9 37期～39期
	永 友 節 雄	兵庫県経営者協会専務理事	平成7.6.23 34期～39期
	南 光 正 敬	日清鋼業(株)特別顧問	平成9.7.2 35期～39期
	和 田 要	(株)六甲商会代表取締役社長	平成15.7.22 38期～39期

2 あっせん員候補者名簿

(平成18年12月31日現在)

氏名	委嘱年月日	現職
釜本貞男	平成14年7月16日	兵庫県労働委員会公益委員 行政相談委員
小嶋典明	平成9年7月2日	兵庫県労働委員会公益委員 大阪大学大学院高等司法研究科教授
島本健二	平成15年7月22日	兵庫県労働委員会公益委員 社会福祉士
下崎千代子	平成17年7月28日	兵庫県労働委員会公益委員 大阪市立大学大学院経営学研究科教授
滝澤功治	平成9年7月2日	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士
春名一典	平成12年2月1日	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士
正木靖子	平成13年7月9日	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士
大森唯行	平成15年7月22日	兵庫県労働委員会労働者委員 新日鉄広畑労働組合組合長
佐藤幸信	平成17年7月28日	兵庫県労働委員会労働者委員 NTT労働組合西日本本部事務局長
白田春雄	平成18年3月16日	兵庫県労働委員会労働者委員 三菱重工労働組合高砂製作所支部執行委員長
高西太郎	平成17年7月28日	兵庫県労働委員会労働者委員 関西電力労働組合兵庫地区本部執行委員長
高本計廣	平成15年7月22日	兵庫県労働委員会労働者委員 山陽電気鉄道労働組合特別執行委員長
村上昇	平成15年7月22日	兵庫県労働委員会労働者委員 UIゼンセン同盟兵庫県支部支部長
柳田忠	平成13年7月9日	兵庫県労働委員会労働者委員 ナブコ労働組合執行委員長
石崎泰二	平成7年6月23日	兵庫県労働委員会使用者委員 尼崎経営者協会参与
高田裕士	平成7年6月23日	兵庫県労働委員会使用者委員 カルトンアイ(株)代表取締役会長
竹田佑一	平成5年11月2日	兵庫県労働委員会使用者委員 まねき食品(株)代表取締役社長
塚本晴之	平成13年7月9日	兵庫県労働委員会使用者委員 六甲フーズ(株)代表取締役社長

氏名	委嘱年月日	現職
永友節雄	平成7年6月23日	兵庫県労働委員会使用者委員 兵庫県経営者協会専務理事
南光正敬	平成9年7月2日	兵庫県労働委員会使用者委員 日清鋼業(株)特別顧問
和田要	平成15年7月22日	兵庫県労働委員会使用者委員 (株)六甲商会代表取締役社長
安藤猪平次	昭和62年9月11日	
安富隆義	平成11年7月6日	
井上一美	平成4年5月19日	
藤原久典	平成13年7月9日	
小原健男	平成17年4月7日	兵庫県労働委員会事務局長
山田幸嗣	平成18年4月6日	兵庫県労働委員会事務局総務調整課長
岡光明	平成17年4月7日	兵庫県労働委員会事務局審査課長

第2部 調整関係

第1	労働争議の調整	13
1	概況	13
2	調整事件取扱一覧表	17
3	事件記録	20

第1 労働争議の調整

1 概況

(1) 平成18年に取り扱った調整事件は18件であり、すべてあっせんで、新規申請であった。

取扱件数は、前年の21件に比べ3件減少した。このうち年内に17件が終結し、1件を平成19年へ繰り越した。(第1表参照)。

(2) 取扱事件18件の内容をみると、次のとおりである。

ア 調整事項別では、賃金関係が6件、賃金関係以外が12件で、昨年に比べて賃金関係のものの比率が高くなった(第2表参照)。

イ 申請者別では、すべて組合からの申請であった(第3表参照)。

ウ 地区別では、阪神南地区が6件、神戸地区が4件、東播磨地区、西播磨地区及び丹波地区が各2件、北播磨地区及び但馬地区が各1件となっている(第5表参照)。

エ 業種別では、公務が4件、運輸業、教育、学習支援業及びサービス業が各3件、医療、福祉及びその他が各2件、卸売・小売業が1件となっている(第6表参照)。

オ 企業規模別では、49人以下が6件、500人～999人が4件、50人～99人、100人～199人及び1,000人以上が各2件、200人～299人及び300人～499人が各1件となっている(第7表参照)。

(3) 終結事件17件の内容をみると、次のとおりである。

ア 終結区分をみると、解決が8件、打切りが9件となっており、解決率は47.1%であった(第8表参照)。

イ 係属日数をみると、1～4日が8件、10～19日及び20～29日が各4件、5～9日が1件となっており、平均係属日数は、9.5日となっている(第9表参照)。

第1表

取扱件数

区分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越し件数
繰越し	0	0	0
新規申請	18	17	1
計	18	17	1

第2表

調整事項別件数

事項		件数
	(a) 組合の承認・活動	—
	(b) 協約の締結・改定	2
	(c) 協約の効力・解釈	—
賃金等	(d) 賃金増額	—
	(e) 一時金	3
	(f) 諸手当	—
	(g) 退職金	1
	(h) その他	2
	小計	6
労賃 働金以外 条件の	(i) 労働時間	—
	(j) 休日・休暇	—
	(k) その他	—
	小計	—
経営又は人事	(l) 事業休廃止・縮小	—
	(m) 人員整理	—
	(n) 配置転換	—
	(o) 解雇	3
	(p) その他	2
	小計	5
(q) 福利厚生	—	
(r) 団交促進	12	
(s) その他	2	
合計		27

(注) 同一事件で複数の調整事項があるものがあり、本表の合計は取扱件数と一致しない。

第3表 申請者別件数

申請者	組合	使用者	双方	計
件数	18	-	-	18

第4表 月別件数

月	繰越分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
件数	-	1	3	3	3	2	-	1	1	1	2	-	1	18

第5表 地区別件数

地区	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
件数	4	6	-	2	1	-	2	1	2	-	18

第6表 業種別件数

業種	製造	情報通信	運輸			卸売・小売	医療、福祉	教育、学習支援	サービス	その他	公務	計
			旅客運送	貨物運送	その他							
件数	-	-	2	1	-	1	2	3	3	2	4	18

第7表 企業規模別件数

企業規模	49人以下	50～99人	100～199人	200～299人	300～499人	500～999人	1,000人以上	計
件数	6	2	2	1	1	4	2	18

第8表

終結区分別件数

終結区分	解 決	取 下 げ	打 切 り	計	翌年に繰越し
件 数	8	-	9	17	1

第9表

調整日数別終結件数

日 数	調整員 指名前	1～4	5～9	10～19	20～29	30～49	50以上	計	平均日数
件 数	-	8	1	4	4	-	-	17	9.5日

2 調整事件取扱一覧表

事 番	件 号	業 種	申 請 年 月 日	申 請 者	調 整 事 項	終 結 年 月 日 区 分	事 件 地	参 照 頁
平18 (調)	1	教育、学習支援業 (自動車教習所を含む)	平18年 1.24 (指名 2.6)	労	年末一時金	平18年 2.15 解決	西宮市	20
	2	卸売・小売業	2.14 (指名 3.1)	〃	掲示板の便宜供与	3.24 打切り	神戸市	22
	3	道路旅客運送業 (ハイヤー・タクシー業)	2.27 (指名 3.3)	〃	誠実な団体交渉の 開催	3.13 解決	宍粟市	24
	4	道路貨物運送業	2.27 (指名 3.8)	〃	誠実な団体交渉の 開催	3.8 打切り	尼崎市	26
	5	地方公務	3.2 (指名 3.8)	〃	団体交渉の開催等	3.8 打切り	朝来市	28
	6	道路旅客運送業 (ハイヤー・タクシー業)	3.7 (指名 3.16)	〃	未払い賃金の支払 い	3.16 打切り	加古川市	30
	7	教育、学習支援業 (自動車教習所を含む)	3.20 (指名 3.31)	〃	誠実な団体交渉の 開催	3.31 打切り	加古川市	32
	8	地方公務	4.14 (指名 4.20)	〃	誠実な団体交渉の 開催等	4.20 打切り	篠山市	34
	9	水道業	4.14 (指名 4.20)	〃	誠実な団体交渉の 開催等	4.20 打切り	篠山市	36
	10	その他の事業サービス業 (有料道路料金徴収業務)	4.17 (指名 4.28)	〃	年度末一時金	5.17 解決	神戸市	38
	11	一般飲食店	5.22 (指名 5.26)	〃	覚書の履行	5.26 打切り	尼崎市	40
	12	不動産業	5.22 (指名 6.13)	〃	団体交渉の開催	6.29 解決	西宮市	42

事 件 番 号	業 種	申 請 日 月 年	申 請 者	調 整 事 項	終 結 年 月 日 区 分	事 件 地	参 照 頁
13	医 療 業	平18年 7.28 (指名 8.4)	労	団体交渉の開催	8.4 打切り	たつの市	44
14	廃 棄 物 処 理 業	8.3 (指名 8.22)	〃	団体交渉の促進	9.4 解 決	神 戸 市	46
15	社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業	9.20 (指名 9.29)	〃	団体交渉の開催	10.19 解 決	芦 屋 市	48
16	地 方 公 務	10.11 (指名 10.24)	〃	団体交渉の促進	10.31 解 決	加 東 市	50
17	その他の事業サービス業 (労働者派遣業)	10.13 (指名 10.24)	〃	誠実な団体交渉の 促進	11.20 解 決	神 戸 市	52
18	教 育 、 学 習 支 援 業 (自動車教習所を含む)	12.21 (指名 平19年 1.18)	〃	年末一時金	繰越し	西 宮 市	54
計		18件 (18件)					

(注) 計欄の () 内は、本年の新規取扱件数で、内数である。

3 事件記録

平成18年(調)第1号(1855号)

申請	平成18年1月24日 組合		
あっせん員	滝澤(公) 村上(労) 高田(使)		
係属日数	10日	あっせん回数	1回
終結	平成18年2月15日	終結区分	解決

(注) 係属日数は、あっせん員指名月日(当日を含む)から、終結月日(当日を含む)までの日数である。(以下同じ。)

1 関係当事者

組合 西宮市

X労働組合兵庫県地方本部A支部

組合員数 22名(男20名、女2名)

使用者 西宮市

Y株式会社(教育、学習支援業(自動車教習所を含む))

従業員数 53名(男42名、女11名)

関係事業所 なし

2 調整事項 年末一時金

3 労使の主張

組 合	使 用 者
2005年1月17日付け協定に基づく1.9カ月分の年末一時金を速やかに支給すること。	一時金は0.5カ月分を3月決算時に支給する。

4 申請までの経過

平成16年8月6日、使用者は経営状況が悪化したため、民事再生法の適用を神戸地方裁判所に申請し、27日、同裁判所から民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた。労使は、17年1月17日、17年度年間一時金を基本給3.0カ月分とする労使協定を締結した。2月15日、使用者は株式会社Bとスポンサー契約を締結し、5月17日、債権者集会が開催され、再生計画が決議された。

そのような状況下で、組合は、夏季一時金は1.1カ月分支給されているため、11月4日、17年1月17日付け労使協定に基づいて、年末一時金1.9カ月分の支給を要求した。

11月12日、使用者は年末一時金0.3カ月、3月決算期に支給すると回答した。12月6日、組合が年末一時金について団体交渉を申し入れ、12日、第1回団体交渉が開催され、16日、使用者は0.5カ月分、3月決算期支給の修正回答を行った。その間、14日、使用者は神戸地方裁判所から民事再生手続終結決定を受けた。

組合は、年内解決は困難であると判断し、上部団体の本部闘争資金から組合員1人当たり10万円の仮払いを受けた。

18年1月12日、第2回団体交渉が開催されたが、妥結には至らず、組合は、このままでは当事者間での解決は困難であると考え、24日、組合はあっせん申請をした。

5 調整の経過及び結果

1月30日、事務局による使用者への事前調査を行い、2月1日、使用者からあっせんに応諾するという旨の回答があった。6日、あっせん開始が決定され、あっせん員が指名された。

15日、あっせんが開催された。あっせん員が事情聴取したところ、組合は、「今回の民事再生は自主再建ではなく、スポンサー契約による再建であるから、スポンサーである現経営陣は責任をもって再建に当たるべきだ。会社は債務を考慮しなければ、営業自体は利益が出ており、単年度の収支だけではなく、中長期的な視点で考えてもらいたい。使用者の責任として一時金を支給すべきであり、0.5カ月分を3月に支給することは許せない。」とした。しかし、使用者は、「民事再生手続終結後の初年度でもあり、まだ債務超過のため本来であれば一時金は支給できない。特に12月はキャッシュ・フローに余裕がなかったが、繁忙期である1月から3月までの間に余裕ができるので、3月までには支給できる。しかし、組合が主張する1.9カ月分は支給できない。」とした。その後、あっせん員は、組合に、今後の会社再建のためには、労使の協力が必要不可欠であること、経営状況等から組合の要求は難しいと説得したところ、組合は歩み寄りの姿勢を示した。使用者も解決するためにと、若干の譲歩があった。そこで、あっせん員があっせん案を示したところ、労使双方ともに受諾し、本件あっせんは解決した。

(あっせん案の要旨)

平成17年度末一時金については、基本給の0.7カ月分とし、平成18年2月22日までに支給する。

平成18年（調）第2号（1856号）

申請	平成18年2月14日 組合		
あっせん員	島本（公） 佐藤（労） 永友（使）		
係属日数	24日	あっせん回数	2回
終結	平成18年3月24日	終結区分	打切り

1 関係当事者

組合 大阪市

XユニオンA

組合員数 350名（男女別不明）

使用者 神戸市

株式会社Y（卸売・小売業）

従業員数 1,780名（男1,137名、女643名）

関係事業所 なし

2 調整事項 掲示板等の便宜供与

3 労使の主張

組 合	使 用 者
<p>① 組合掲示板の設置について、他労組と同様に、各階フロアへの設置を要求したが、現時点では1箇所譲歩する。</p> <p>② 1箇所しか設置を認めないのであれば、従業員の大半が見られる場所として、食堂への設置を要求する。</p>	<p>① 組合員数、必要性の程度に鑑みて、1箇所の提供が他組合との公平性の観点から相当である。</p> <p>② 食堂は来客者の目に触れ、他組合にも福利厚生的な掲示しか認めていないので許可できない。17階人事部の階なら認める。</p>

4 申請までの経過

平成17年4月16日、組合は、組合掲示板の設置等4項目について、別組合と同等の便宜供与を求める要求書を使用者に提出した。5月11日、第1回団体交渉が開催された後、6月3日、使用者は、文書で、現状の組合員数を考慮すれば、いずれの要求も認められない旨組合に回答した。10日、第2回団体交渉が開催され、組合は譲歩して、掲示板の設置と社内ウェブの利用についての2項目について要求したが、7月1日、使用者は文書で、組合員数から考えて必要性が認められない旨を組合に回答した。その後2回の団体交渉を経て、組合は、掲示板の設置を1箇所認めるなら、他の要求は行わないと譲歩した。10月11日、第5回団体交渉が開催され、組合は、掲示板の設置場所は、日常的に従業員の目に触れる食堂か、それが認められない場合は各階のタイムレコーダーの近くへの設置を要求した。21日、使用者は文書で、掲示板の設置は、17階に1箇所のみ設置を認める旨回答した。12月6日、第6回団体交渉が開催され、組合は、掲示板の設置が1箇所であれば食堂を要求したが、使用者は、17階のみ認める旨回答し、合意に至らなかった。

組合は、このままでは、自主交渉による解決は困難であると判断して、2月14日にあっせん申請をした。

5 調整の経過及び結果

3月1日、あっせん員が指名された。7日、第1回あっせんが行われ、あっせん員が事情聴取したところ、組合は、①使用者が提案してきた17階は人事部の階で、日常的な人の出入りはほとんどない、②別組合と同様の設置箇所数を求めているのではなく、1箇所だけと大幅に譲歩しているので、14階食堂に福利厚生的な内容に限定しない掲示板の設置を認めてほしい旨を主張した。一方、使用者は、①17階は福利厚生窓口があり、誰でも出入りできる場所である、②食堂は社外の人でも利用するため、別組合にも福利厚生に限定した掲示しか認めていないので、内容を限定しない掲示板の設置は認められないと主張した。その後、あっせん員が個別折衝を行ったところ、組合は、食堂の代わりに、3階、6階及び23階の計3箇所か、1箇所だけなら食堂の洗面スペースでも認めるとしたが、使用者は、14階以外でも1箇所だけしか認められず、食堂の洗面スペースは社外の人でも利用するので認められないと回答した。その後も、両当事者の主張が平行線をたどったことに加えて、組合から、別組合と使用者が締結している掲示板に関する協定書を提示するよう要望があり、これに対して使用者は、組合に提示するには別組合の了承が必要としたため、第2回あっせんを開催することとした。

24日、第2回あっせんが開催され、使用者は、掲示板に関する協定書を提示し、さらに、14階食堂の洗面スペースに福利厚生に限定しない掲示板を1箇所設置することを認めると譲歩したが、一方、組合は、①別組合が協定書で認められた箇所以外のところでも掲示を行っている、②掲示板以外の便宜供与に関する協定書の提示も求める、とし、使用者の新たな提案に対しても、前回あっせんでの食堂の洗面スペース1箇所設置についての考えは撤回し、1箇所なら食堂の食事スペース、さもなければ3箇所以上の設置を主張した。使用者は、組合の主張に沿えば、新たな事実確認と別組合との折衝が必要となるが、別組合にも認めていない内容への更なる譲歩はできないと主張した。その後も、あっせん員が個別折衝を行ったが、結局両当事者とも主張を譲らなかった。

あっせん員は、協議の結果、両者の主張に隔たりが大きく、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、本件あっせんを打ち切った。

平成18年（調）第3号（1857号）

申 請	平成18年2月27日 組合		
あっせん員	釜本（公） 高本（労） 和田（使）		
係 属 日 数	11 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成18年3月13日	終 結 区 分	解 決

1 関係当事者

組 合 宍粟市

X労働組合 A支部B分会

組 合 員 数 2名（男2名）

使用者 宍粟市

Y有限会社（道路旅客運送業（ハイヤー・タクシー業））

従 業 員 数 4名（男3名、女1名）

関係事業所 なし

2 調整事項 誠実な団体交渉の開催

3 労使の主張

組 合	使 用 者
事業所閉鎖の撤回をすること。	事業所閉鎖は撤回しない。 団体交渉はしない。

4 申請までの経過

平成18年2月初旬、組合は、使用者が、経営不振につき近日中に事業所閉鎖したい旨、従業員に口答で通告した。

そこで、2月22日、組合はX労働組合A支部B分会を結成し、使用者に対し、組合結成通知書、団体交渉申入書及び分会要求書を提出し、第1回団体交渉が開催された。

組合は、事業所閉鎖の撤回等を要求するとともに、次回団体交渉を3月4日とすることも要求し、使用者は、一旦同意したが、翌2月23日に、今後、組合と団体交渉を開催しない旨を電話で組合に伝えた。

2月25日、使用者は、2月28日付けで事業所を閉鎖するので、従業員に雇用保険の手続き等に協力するよう指示したが、分会支部長は拒否した。

組合は、このままでは自主解決は困難であると判断し、2月27日、あっせん申請をした。

5 調整の経過及び結果

平成18年3月3日、あっせん員が指名され、13日に第1回のあっせんが行われた。

あっせん員が事情聴取を行ったところ、組合は、①2月22日の第1回団体交渉で、4月まで事業を継続させてゆくことで使用者と合意したにもかかわらず、23日、急に使用者は、事業は継続させず、今後団体交渉を行わない旨伝えてきたこと、②使用者は、経営難のため事業を継続できないと主張しているが、会社の経営状況を明らかにしないので納得できないこと、③組合員の雇用確保、例えば、組合員が継続して事業を行えるようにすること、④組合員は、解雇されておらず、現在も従業員であると認識している等を主張した。

これに対し、使用者は、①会社は運転資金が底をついたため、事業を継続することは不可能であること、②2月22日の団体交渉では、突然のことで何も理解できないまま、組合に対して事業が継続できるかどうか様子を見る旨回答したものの、翌23日に、事業継続できないと伝えたこと、③組合が説明不足というなら組合に対し、団体交渉で経営資料を開示して説明する気はあること、④組合員は2月末で解雇したものと認識していること等を主張した。

あっせん員は、協議の上、労使双方は会社の経営状況の認識に差があり、使用者に団体交渉を行う意思があるので、団体交渉を開催させることとし、労使双方に個別折衝したところ、合意した。

そこで、あっせん員があっせん案を示したところ、労使双方とも受諾し、本件あっせんは解決した。

(あっせん案の要旨)

- 1 労使双方は、Y有限会社の経営状況について、双方の理解を円るため誠意をもって団体交渉を行う。
- 2 団体交渉の日程については、速やかに労使双方で協議する。

平成18年（調）第4号（1858号）

申請	平成18年2月27日 組合		
あっせん員	釜本（公） 村上（労） 永友（使）		
係属日数	1日	あっせん回数	0回
終結	平成18年3月8日	終結区分	打切り

1 関係当事者

組合 尼崎市

X労働組合A支部B分会

組合員数 7名（男7名）

使用者 尼崎市

株式会社Y（道路貨物運送業）

従業員数 7名（男6名、女1名）

関係事業所 なし

2 調整事項 団体交渉の促進

3 労使の主張

組 合	使 用 者
交渉途中の突然の企業閉鎖を撤回すること。	経営状況が悪化したため、やむを得ず廃業することになった。組合からの団交申入れに対して、月次処理の関係等で時間が取れず、3月中旬以降の開催であれば可能である。

4 申請までの経過

平成18年1月10日、組合はX労働組合A支部B分会を結成し、使用者に対して、組合結成通知書、要求書、団体交渉申入書を提出した。分会の具体的要求としては、賃金及び労働条件の改定、事故時の運転者全額責任負担の控除は直ちに撤回すること、一方的な不利益変更を行わないこと、また、不利益訴求分の賃金を返還すること、賃金改定と同時に長時間過密労働を改善することであった。

14日、第1回団体交渉が開催され、労使の関係についての協定書の締結や今後労使間の問題については話し合いにより解決することなど合意した。しかし、2月11日、第2回団体交渉が開催されたが、組合は予定していた協定書の締結を求めたが、使用者は、協定書の文言に不備等があったため、締結を拒否した。

23日、使用者は、会社説明会を開催し、経営状況の悪化により、やむを得ず会社の廃業を発表した。さらに、組合員7名全員に対して3月31日付けで解雇する旨を通知した。組合は、すぐに企業閉鎖問題について団体交渉を申し入れたが、2月24日、使用者は、月次処理の関係で時間が取れず、3月中旬以降であれば団体交渉の開催は可能であるとした。組合は、予告された解雇期日が迫っており、このままでは自主的な解決は難しいとして、2月27日、あっせん申請をした。

5 調整の経過及び結果

3月6日、事務局による使用者への事前調査を行ったところ、使用者は、「数年前から経営状況は悪化しており、これまで様々な努力を行ってきたが、昨年、得意先が倒産したことにより廃業せざるを得ない状況になった。会社が存続するのであれば団体交渉に応じていかななくてはならないが、廃業をせざるを得ない状況であり、月次処理のほか廃業するための手続を行っており、あっせんに応諾し、あっせんが開催されたとしても、使用者として何ら責任ある回答や交渉等を行うことは困難であるので、あっせんは辞退する。」という旨の回答があった。

8日、あっせん員が指名された。

あっせん員は、協議の結果、使用者のあっせん辞退の意思が強いため、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、本件あっせんを打ち切った。

平成18年（調）第5号（1859号）

申 請	平成18年3月2日 組合		
あっせん員	釜本（公） 村上（労） 永友（使）		
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成18年3月8日	終 結 区 分	打切り

1 関係当事者

組 合 朝来市

X労働組合A評議会

組合員数 119名（男55名、女64名）

使用者 Y市（地方公務）

従業員数 760名（男432名、女328名）

関係事業所 なし

2 調整事項

- ① 団体交渉の開催
- ② 労使の合意なく雇用止め及び身分移管の手続を行わないこと

3 労使の主張

組 合	使 用 者
<p>使用者側は、有期雇用契約を盾に、今年度末で組合員の雇用契約を終了させ、来年度から業務委託先の民間会社への身分移管を進めようとしているが、労使協議と被雇用者の納得が必要であるのに、団体交渉も実施しないまま、一方的に手続を進めようとしている。</p>	<p>厳しい行財政状況下で業務の見直しを行い、その一環として、現在市の行っている業務の一部を民間に委託することに決定した。このため、その業務に従事している嘱託職員には、既に平成17年2月から3月にかけて、18年3月31日の期間満了による雇用止めと業務移管について説明している。</p> <p>また、対象となる嘱託職員の雇用の確保を最優先に考え、業務委託先で同じ勤務場所で働けるよう最大限の努力をしている。</p>

4 申請までの経過

Y市では、現在、厳しい行財政状況下での業務見直しを行っており、その一環として、平成18年4月1日から現在市の行っている業務の一部を民間企業に委託する手続を進めている。それに伴い、その業務に従事している臨時・嘱託職員については、同年3月末をもって期間満了に伴う雇用止めとし、4月からは業務受託会社の従業員として勤務できるよう準備を進めている。

このような状況下で、2月13日、組合は、使用者に、4月以降の雇用条件等について労使の協議が整わない状況での業務の民間委託に反対であり、4月以降も雇用継続することを求めて、文書回答を求める要求書を提出した。

2月21日、使用者は、文書で、業務委託を行う方針は変わらず、現在該当業務に従事している嘱託職員等については、3月31日をもって期間満了による雇止めとし、4月1日以降の更新は行わない旨回答した。

この回答に対して組合は納得できず、2月24日、使用者に対して団体交渉開催の要求書を提出したが、使用者は、組合の要求する日時では議会の開催日程等との関係で無理であるとし、開催日時の延期を求めた。

組合は、引き続き使用者と団体交渉の開催日について折衝を続けたが、一方で、3月1日から業務受託予定の民間会社の説明会が開催されるなどしたため、使用者が団交開催の時期を明確にせず、3月末までの時間切れに持ち込むことを危惧して、2日、あっせん申請をした。

5 調整の経過及び結果

3月3日、事務局調査を実施したところ、あっせん申請が提出された2日に、労使が折衝の結果、団体交渉開催を10日にすることで合意したことが判明した。このことから、6日、事務局から組合に対して、あっせん申請の取扱いについて確認したところ、あっせん係属下で団体交渉を行う旨の意思表示があったが、同日、使用者から自主交渉による解決を図るため、あっせんを辞退する旨の回答があった。

8日、あっせん員が指名された。

あっせん員は、協議の結果、使用者にあっせんに応じる意思がないため、あっせんを継続することは困難であると判断し、同日付けで本件あっせんを打ち切った。

平成18年（調）第6号（1860号）

申 請	平成18年3月7日 組合		
あっせん員	釜本（公） 村上（労） 永友（使）		
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成18年3月16日	終 結 区 分	打切り

1 関係当事者

組 合 明石市

Xユニオン

組 合 員 数 141名（男97名、女44名）

使用者 加古川市

Y株式会社（道路旅客運送業（ハイヤー・タクシー業））

従 業 員 数 283名（男259名、女24名）

関係事業所 明石営業所ほか

2 調整事項 未払賃金の支払い

3 労使の主張

組 合	使 用 者
未払賃金を支払え。	支払わない。

4 申請までの経過

平成17年6月、XユニオンA分会が結成され、12月15日、組合は、「団体交渉の申し入れ及び要求書」を提出し、20日に団体交渉を開催することを申し入れた。

12月20日、平成18年1月17日、31日、2月16日と4回の団体交渉が行われ、組合は、無線配車担当の組合員4人が、休憩時間中も電話対応せざるを得ず、休憩が取れなかったとして、その間の賃金を支払うよう要求した。

使用者は、労働基準監督署の指導に従い、休憩時間中電話対応しないように改善し、休憩時間がこれまで一度もとれなかったとは考えられないので、支払いできない旨を回答した。

組合は、このままでは自主解決は困難であると判断し、3月7日、あっせん申請をした。

5 調整の経過及び結果

3月9日、事務局による被申請者側の事前調査を実施したところ、使用者は、あっせんに応じるか否かについて、検討して後日連絡するとの回答があり、15日、使用者から、組合と歩み寄る余地がないため、あっせんで辞退する旨の回答があった。

16日、あっせん員が指名された。

あっせん員は、協議の結果、使用者にあっせんに応じる意思がないため、これ以上あっせんで継続することは困難であると判断し、同日、本件あっせんで打ち切った。

平成18年（調）第7号（1861号）

申 請	平成18年3月20日 組合		
あっせん員	釜本（公） 柳田（労） 永友（使）		
係 属 日 数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成18年3月31日	終 結 区 分	打切り

1 関係当事者

組 合 大阪市

X労働組合

組 合 員 数 70名（男32名、女38名）

使用者 加古川市

財団法人Y公社（教育、学習支援業（自動車教習所を含む））

従 業 員 数 7名（男6名、女1名）

関係事業所 なし

2 調整事項 誠実な団体交渉の開催

3 労使の主張

組 合	使 用 者
現在の労働条件が大幅に変更されるが、明確な回答・説明が行われない。	具体的な労働条件等の内容については、4月以降に新しい雇用主との間で決定されるので、それ以上説明できない。

4 申請までの経過

平成18年2月23日、使用者は図書館業務に従事している臨時職員に対して、雇用契約期間終了予告通知書を手交し、24日、市立図書館勤務条件文書及び登録申込書（履歴書）を配付した。28日、使用者は臨時職員の希望により説明会を開催し、労働条件の変更等について説明を行った。3月3日、臨時職員は市立図書館臨時職員登録申込書を提出期限のため提出したが、労働条件の変更について、個人では問題解決が困難であるとし、臨時職員7名は組合に加入し、6日、組合は組合加入通知書及び団体交渉申入書を使用者に提出した。17日、第1回団体交渉が開催されたが、使用者は4月1日に市立図書館臨時職員として必ず採用されるか否かについて明言をさけ、労働条件の変更についても十分な説明を行わなかった。組合は3月末日で現在の雇用契約期間が終了するため、自主的な交渉による解決が困難であるとして、20日、あっせん申請をした。

5 調整の経過及び結果

3月23日、事務局による使用者への事前調査を行ったところ、使用者は、「加古川市市立図書館検討委員会において、従来から平成19年度から公社図書館は、市立図書館とすることが検討されてきたが、平成17年11月に急遽前倒しで平成18年から実施されることが決定された。4月1日以降の採用及び労働条件については、公社は雇用主でなくなるため、市に対してお願いすることしかできない。採用については、組合員の不安等も十分理解するので、市に確認し、第2回団体交渉において回答できるように努力する。」とした。

同日の夕刻、第2回団体交渉が開催されたが、第1回団体交渉の使用者の説明を繰り返すのみであった。29日、市は臨時職員の労働条件等について説明会を開催し、採用を希望する場合は、30日までに公社を経由して採用承諾書を提出することとした。30日、組合員7名全員は公社経由で採用承諾書を市人事課に提出した。31日、使用者は、組合員7名全員が市立図書館臨時職員として採用されることが決定し、4月1日以降、雇用関係はなくなるが、残ったその他の問題については自主交渉により解決を図るため、今回のあっせんは辞退する旨の連絡があった。

3月31日、あっせん員が指名された。

あっせん員は、協議の結果、使用者のあっせん辞退の意思が強いため、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、本件あっせんを打ち切った。

平成18年（調）第8号（1862号）

申 請	平成18年4月14日 組合		
あっせん員	釜本（公） 村上（労） 永友（使）		
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成18年4月20日	終 結 区 分	打切り

1 関係当事者

組 合 篠山市

X労働組合A評議会

組 合 員 数 46名（男35名、女11名）

使用者 Y市（地方公務）

従 業 員 数 502名（男317名、女185名）

関係事業所 なし

2 調整事項

- ① 誠実な団体交渉の開催
- ② 地域手当支給、特殊勤務手当復元の制度改定を行うこと
- ③ 賃金労働条件について、労働協約を締結すること

3 労使の主張

組 合	使 用 者
組合と使用者との合意なしに、賃金労働条件に変更に係る条例提案は行わないこと。	組合側との考え方は平行線であるが、条例改正を行う。

4 申請までの経過

平成18年1月19日、組合は、国の人事院勧告に準じた地域給与と給与制度の見直しについて、労使合意のないままの給与条例の改正を行わないこと等を求める申入れ書を使用者に提出した。それに対して24日、使用者は、平成18年度から、国に準じて給与改定を実施し、調整手当及び特殊勤務手当を廃止すること等を組合に通告した。

2月16日、21日、24日及び27日と4回にわたる団体交渉が開催され、その間の23日、組合は、労使合意のないまま給与改定に関する条例改正を行わないこと等を求める要求書を使用者に提出したが、24日、使用者は、労使の合意がなくても、18年度から給与改定等を実施する内容の条例改正案を議会に提出する等の内容の回答書を組合に提出した。

結局、交渉は平行線で妥結に至らないまま、3月2日、市当局は給与条例改正案を市議会に提出して、同日、同議会は同改正案を可決した。

9日、X労働組合は中央委員会を開催し、今後の紛争解決の方法として、公平委員会や労働委員会を活用するか否か等、今後の対策を協議した。その後、23日、非現業職員は、Y市の公平委員会に勤務条件に関する措置要求書を提出したが、現業及び公営企業職員はそれぞれで構成する評議会から、4月14日、あっせん申請をした。

5 調整の経過及び結果

4月18日、事務局調査を実施したところ、使用者は、既に議会の議決を経て給与条例が改正され、また現業職員に関する規則等も給与条例に準じて改正済みでもあり、現時点で組合の要求に譲歩するのは難しいとした上で、後日、正式に回答するとした。翌19日、使用者から、あっせんを辞退する旨の回答があった。

20日、あっせん員が指名された。

あっせん員は、協議の結果、使用者にあっせんに応じる意思がないため、あっせんを継続することは困難であると判断し、同日付けで本件あっせんを打ち切った。

平成18年（調）第9号（1863号）

申 請	平成18年4月14日 組合		
あっせん員	釜本（公） 村上（労） 永友（使）		
係 属 日 数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成18年4月20日	終 結 区 分	打切り

1 関係当事者

組 合 篠山市

X労働組合B評議会

組 合 員 数 13名（男12名、女1名）

使用者 Y市公営企業部（水道業）

従 業 員 数 17名（男16名、女1名）

関係事業所 なし

2 調整事項

- ① 誠実な団体交渉の開催
- ② 地域手当支給、特殊勤務手当復元の制度改定を行うこと
- ③ 賃金労働条件について、労働協約を締結すること

3 労使の主張

組 合	使 用 者
組合と使用者との合意なしに、賃金労働条件に変更に係る条例提案は行わないこと。	組合側との考え方は平行線であるが、条例改正を行う。

4 申請までの経過

平成18年1月19日、組合は、国の人事院勧告に準じた地域給与と給与制度の見直しについて、労使合意のないままの給与条例の改正を行わないこと等を求める申入れ書を使用者に提出した。それに対して24日、使用者は、平成18年度から、国に準じて給与改定を実施し、調整手当及び特殊勤務手当を廃止すること等を組合に通告した。

2月16日、21日、24日及び27日と4回にわたる団体交渉が開催され、その間の23日、組合は、労使合意のないまま給与改定に関する条例改正を行わないこと等を求める要求書を使用者に提出したが、24日、使用者は、労使の合意がなくても、18年度から給与改定等を実施する内容の条例改正案を議会に提出する等の内容の回答書を組合に提出した。

結局、交渉は平行線で妥結に至らないまま、3月2日、市当局は給与条例改正案を市議会に提出して、同日、同議会は同改正案を可決した。

9日、X労働組合は中央委員会を開催し、今後の紛争解決の方法として、公平委員会や労働委員会を活用するか否か等、今後の対策を協議した。その後、23日、非現業職員は、Y市の公平委員会に勤務条件に関する措置要求書を提出したが、現業及び公営企業職員はそれぞれで構成する評議会から、4月14日、あっせん申請をした。

5 調整の経過及び結果

4月18日、事務局調査を実施したところ、使用者は、既に議会の議決を経て給与条例が改正され、また現業職員に関する規則等も給与条例に準じて改正済みでもあり、現時点で組合の要求に譲歩するのは難しいとした上で、後日、正式に回答するとした。翌19日、使用者から、あっせんでんを辞退する旨の回答があった。

20日、あっせん員が指名された。

あっせん員は、協議の結果、使用者にあっせんに応じる意思がないため、あっせんでんを継続することは困難であると判断し、同日付けで本件あっせんでんを打ち切った。

平成18年（調）第10号（1864号）

申 請	平成18年4月17日 組合		
あっせん員	春名（公） 村上（労） 南光（使）		
係属日数	20 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成18年5月17日	終 結 区 分	解 決

1 関係当事者

組 合 神戸市

XユニオンA分会

組合員数 27名（男27名）

使用者 神戸市

Y株式会社（その他の事業サービス業（有料道路料金徴収業務受託等））

従業員数 574名（男547名、女27名）

関係事業所 C料金所

2 調整事項 年度末一時金

3 労使の主張

組 合	使 用 者
2004年12月及び2005年9月に締結した協定書に基づき、年間一時金が最低でも2カ月以上になるよう年度末一時金を支払うこと。	社員一律8,000円（0.055カ月）を年度末一時金として支払う。 料金收受業務は人件費率90%を超えており、比率が大き過ぎる。平成17年度は工務部門の賞与が料金收受部門と比較して少なかったため、これ以上料金收受部門の賞与を増額できない。

4 申請までの経過

平成17年9月12日、労使で協定書を締結し、平成18年3月末の業績に基づき年度末一時金の支給について交渉することになった。その後、18年1月27日には、組合側は年度末一時金について、0.45カ月分を要求したが、使用者側は3月7日、社員一律に8,000円（0.055カ月）を支給するとの回答を行った。

3月20日、第1回団体交渉が行われ、組合側は、「協定書のとおり、年間一時金が最低でも2カ月以上になるよう年度末一時金を支払うこと」を要求したが、使用者側は、「他部門に比べると料金收受部門の人件費比率が高い」こと等を理由に組合側の要求を拒否した。

4月4日、第2回団体交渉が開催されたが、妥結には至らず、組合は、自主的な解決は困難であると考え、17日、あっせん申請をした。

5 調整の経過及び結果

4月28日、あっせん開始が決定され、あっせん員が指名された。5月17日、あっせんが開催された。あっせん員が事情聴取したところ、組合は、「年度末一時金として0.45カ月分の支給を求め、応じられない場合は謝罪を要求する。」とした。しかし、使用者は、「年度末一時金としては、社員一律に8,000円を提示しており、申請人組合以外の組合とは妥結している。年間2カ月分の支給というのはあくまでも努力目標であり、料金收受部門は支出の90%以上が人件費で余力がない。」とした。

その後、あっせん員は、組合に、他の組合とは妥結している現実等から、2006年度末一時金として使用者側の提示額を上回るのは困難であること、今回努力目標である2カ月分の支給が達成されなかったことについては、使用者側が「遺憾の意」を表明し、今後の労使交渉をより誠意あるものとしていくよう求めることにより解決を図りたいと説得したところ、組合は、「今後、事前通告なしに申請人組合以外の者に年度末一時金を支給しないよう求める。ただし、あっせん案に第4項を入れるのなら了解する。」との姿勢を示した。使用者も、これに理解を示し、今年度末一時金としては一律8,000円を速やかに支給するとの確約があった。そこで、あっせん員があっせん案を示したところ、労使双方ともに受諾し、本件あっせんは終結した。

(あっせん案の要旨)

- 1 省略
- 2 被申請人は、申請人に対し、2005年度一時金合計が2カ月分支給できなかったことに遺憾の意を表す。
- 3 被申請人は、2006年度一時金を支給するに当たっては、申請人に対し財務内容を必要に応じて開示し、十分な説明を行い、団体交渉において申請人の要求が実現できるように最大限の努力をする。
- 4 申請人と被申請人は、今後円満な労使関係が構築できるよう誠意をもって前向きに取り組むものとする。

平成18年（調）第11号（1865号）

申 請	平成18年5月22日 組合		
あっせん員	滝澤（公） 柳田（労） 永友（使）		
係 属 日 数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成18年5月26日	終 結 区 分	打切り

1 関係当事者

組 合 尼崎市

労働組合 X

組 合 員 数 301名（男160名、女141名）

使用者 尼崎市

株式会社 Y（一般飲食店）

従 業 員 数 7名（男6名、女1名）

関係事業所 なし

2 調整事項 覚書の履行

3 労使の主張

組 合	使 用 者
覚書で「雇用関係については、会社都合により3月末日をもって円満に解消したことを確認する。」と交わしたので、3月11日以降3月末日までの賃金について支払義務がある。	解決金の支払により、債務はない。

4 申請までの経過

京都河原町店の入店する賃貸ビルのオーナーの事情により、退去することが平成18年2月28日に急遽決まり、使用者は同日に閉店を決定し、閉店した。使用者は、店長に対し、希望退職をするか、アルバイトとして道頓堀店に勤務するかの提案をした。店長は退職の意向を示し、退職金等の計算や雇用保険等について、使用者に回答を求めた。

3月1日、使用者は店長に対し、退職金等の額や失業保険について回答した。店長は同日組合に加入し、3日、組合は組合加入通知書、要求書、団体交渉申入書を使用者へ郵送した。8日、使用者は組合に要求書について回答した。17日、第1回団体交渉が開催され、その後、労使で退職条件についての話し合いが行われた。24日、労使は合意した3月末日をもって円満退職すること、退職金を含んだ解決金を支給すること、覚書の他債権債務のないことなどの内容を覚書にまとめ、使用者は、同日、退職金を含めた解決金を支払った。使用者は、同社の賃金は毎月10日締切の27日支給であったため、27日に2月11日から3月10日までの賃金を支給した。

4月6日、組合は3月11日から31日までの未払賃金の支払を求めて、要求書を提出した。11日、使用者は、覚書により退職に関する問題はすでに解決済みであると回答した。

27日、第2回団体交渉が開催されたが、労使の主張の隔たりは大きく、決裂した。組合はこのままでは当事者間での解決は困難であると考え、5月22日、組合はあっせん申請をした。

5 調整の経過及び結果

5月24日、事務局による使用者への事前調査を行ったところ、使用者は、「今回の退職に関する問題をすべて解決するということで覚書を作成しており、会社としては解決済みの問題であるので、譲歩の余地は全くなく、あっせんは辞退する」という旨の回答があった。

26日、あっせん員が指名された。

あっせん員は、協議の結果、使用者のあっせん辞退の意思が強いため、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、本件あっせんを打ち切った。

平成18年（調）第12号（1866号）

申 請	平成18年5月22日 組合		
あっせん員	小畷（公） 白田（労） 塚本（使）		
係属日数	17 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成18年6月29日	終 結 区 分	解 決

1 関係当事者

組 合 尼崎市

労働組合 X

組 合 員 数 301名（男160名、女141名）

使用者 西宮市

株式会社 Y（不動産業）

従 業 員 数 1名（女1名）

関係事業所 なし

2 調整事項 団体交渉の開催

3 労使の主張

組 合	使 用 者
団体交渉に応じ、問題解決を図ること。	団体交渉に応じる必要はない。

4 申請までの経過

平成18年2月3日、7名が従業員として採用されたが、3月20日に、7名全員が突然解雇された。

4月5日、この7名のうち6名が組合に加入し、同日、組合は使用者に対して、3月20日の解雇通告について解雇撤回は求めないものの、慰謝料等を要求する団体交渉申入書を提出した。

その後、組合は、電話で社長に団体交渉に応じるよう求めたが、社長は、代理人弁護士に一任している旨を通告した。その一方、使用者は、4月12日に組合員6名に対して、組合の要求事項の一つでもあった解雇予告手当金を支払ったのに対して、20日、組合は、使用者の代理人弁護士と面談し、解雇に対する謝罪と解決金の支払いを要求した。

5月2日、組合が、電話で代理人弁護士に対して4月20日要求内容についての回答を求めたところ、代理人弁護士は、組合の要求は受け入れられないものの、なお社長とは協議中である旨を回答した。5月20日、組合は、代理人弁護士からその後の回答がないため、直接使用者の事務所に赴いたが、社長が不在であったため、団体交渉はできず、申入書を提出するに止まった。

組合は、このままでは団体交渉の開催は困難であると判断して、22日にあっせん申請をした。

5 調整の経過及び結果

6月13日、あっせん員が指名された。29日、あっせんが行われ、あっせん員が事情聴取したところ、組合は、「求人広告を見て応募し、正社員として採用された組合員が、たった1カ月半ほどの期間で理由もなく解雇された。会社は、組合から団体交渉を求めた途端に慌てて解雇予告手当金を支払ったが、解雇について納得のいく説明もなく、到底納得できるものではない。このようなひどいやり方をする会社に、解雇撤回を求める気はないが、社長がきちんと説明し謝罪すること、及び損害賠償として相当額の解決金の支払うことを要求する。」旨主張した。一方、使用者は、「事実上会社の運営を任せていた人物が突然退職するという会社にとっても大きな見込み違いの事態が発生し、事業継続が困難になった。そこでやむなく、従業員に、会社に残るか、退職するかを選択を求めたのであり、一方的に解雇通告を行ったわけではない。結局その後、従業員は出勤せず、現在の状況に至っており、会社としては自主的に任意退職したものと認識している。組合が要求する損害賠償が法的に成立するかどうかは、裁判所が判断することと考えるが、それとは別に、本件があっせんの場で解決できるのであれば、その方が望ましい。」と主張した。

そこで、あっせん員が個別折衝を行った結果、使用者にも、この間における経過説明を行い、一定額の解決金を支払うことについて、その用意があることが判明したことから、個別折衝を重ねた結果、解決金の額についても労使間で合意に達する見通しが得られたため、あっせん員があっせん案を示したところ、労使双方ともにこれを受諾し、本件は解決した。

(あっせん案の要旨)

- 1 会社は、組合に、本件申請に至るまでの経過を説明する。
- 2 会社は、組合に、別途合意した解決金を支払う。
- 3 労使双方は、上記の手續の完了をもって、今後の争議は解決したものとし、今後一切争わない。

平成18年（調）第13号（1867号）

申 請	平成18年7月28日 組合		
あっせん員	釜本（公） 村上（労） 永友（使）		
係 属 日 数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成18年8月4日	終 結 区 分	打切り

1 関係当事者

組 合 姫路市

X労働組合

組 合 員 数 48名（男28名、女20名）

使用者 たつの市

Y病院（医療業）

従 業 員 数 165名（男50名、女115名）

関係事業所 なし

2 調整事項 団体交渉の開催

3 労使の主張

組 合	使 用 者
団体交渉に応じるよう要求する。	団体交渉の申入れを拒否する。

4 申請までの経過

使用者は、平成18年3月に採用した調理師B氏に対して、勤務成績の著しい不良を理由に7月15日、解雇予告を行った。B氏は、同日、X労働組合に加入し、調理ミスがあったことで上司から連日罵声を浴びせられ、精神的疲労で通院加療を行っていることを組合に報告した。組合は、同日付けで使用者に対して団体交渉の申入れを行い、通院加療に対する使用者の責任を明確にし、労災申請に協力するように要求した。

使用者は、24日、要求事項について、罵声を浴びせた事実はなく、B氏の精神的疲労が業務に起因するかどうか不明確であるとして団体交渉を拒否する旨、文書回答した。

組合は、このままでは事態の進展が望めないと判断し、28日、団交開催を求めるあっせん申請をした。

5 調整の経過及び結果

8月1日、事務局による使用者への事前調査を行ったところ、使用者からあっせんは辞退するという旨の回答があった。

4日、あっせん員が指名された。

あっせん員は、協議の結果、使用者のあっせん辞退の意思が強いため、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、本件あっせんを打ち切った。

平成18年（調）第14号（1868号）

申 請	平成18年8月3日 組合		
あっせん員	正木（公） 高西（労） 南光（使）		
係属日数	14日	あっせん回数	1回
終 結	平成18年9月4日	終 結 区 分	解 決

1 関係当事者

組 合 神戸市

Xユニオン

組 合 員 数 248名（男136名、女112名）

使用者 神戸市

Y商店A（廃棄物処理業）

従 業 員 数 7名（男6名、女1名）

関係事業所 なし

2 調整事項 団体交渉の促進

3 労使の主張

組 合	使 用 者
組合員の転籍に関する問題について、団体交渉を行うこと。組合員に対するイジメ及び不当労働行為をやめること。	転籍等の問題は何も決まっていない。組合員に対するイジメ及び不当労働行為は行っていないが、組合の団体交渉等の言動により、団体交渉に応じることができていない。

4 申請までの経過

平成18年1月11日に、左足の甲を骨折するという労災事故が発生し、従業員のB氏が休業することになった。使用者は29日、従業員1名の新規雇入れを行った。

3月4日、Bは職場復帰の話し合いに会社へ入社したところ、20年前にも労災事故で腰を痛めていることなどから、勤務の継続は難しいと考えた使用者が、退職を含めて今後のことを考えるように示唆したため、B氏は組合へ加入した。

13日、組合は、解雇撤回、職場復帰を求めて団体交渉を申し入れ、4月4日、5月2日に団体交渉が開催され、B氏が助手として職場復帰することで労使双方が合意した。

その後、6月30日、使用者が、業務提携先であるC商会へ転籍する従業員がいるという内容の張り紙を掲示した。7月4日、組合がその掲示内容について確認したところ、使用者は「何も決まっていない」旨回答したが、B氏に対して退職勧奨を同日に行った。7日、組合は、掲示内容及び退職勧奨等について団体交渉を申し入れたが、従業員による退職勧奨や組合脱退勧奨が行われた。組合はさらに団体交渉を申し入れたが、使用者から何ら回答や連絡がなかった。25日、組合は再度団体交渉を申し入れたが、使用者からは連絡がなかった。組合は、このままでは団体交渉の自主開催は難しいと考え、8月3日、あっせん申請をした。

5 調整の経過及び結果

8月11日、事務局による使用者への事前調査を行い、22日、あっせん開始が決定され、あっせん員が指名された。

9月4日、あっせんが開催された。あっせん員が事情聴取したところ、組合は、「転籍問題について何度も団体交渉を申し入れているにもかかわらず、連絡しない状況である。また、その間、退職勧奨や組合脱退強要などの不当労働行為、及び従業員によるイジメがあった。」と主張した。一方、使用者は、「転籍問題については平成19年4月以降、話し合いの予定であるが、今後もY商店は存続し、B氏は転籍の対象にならない。イジメについては行われぬよう従業員に指導している。」とした。

その後、あっせん員は、組合に、使用者は、組合員に対して不穏当な発言がないよう従業員への指導を徹底すること、団体交渉に応じることを了解していることを説明し、今後の労使関係のために組合にも歩み寄りの姿勢を示すように説得したところ、組合も理解を示した。

そこで、あっせん員があっせん案を示したところ、労使双方ともに受諾し、本件あっせんは解決した。

(あっせん案の要旨)

- 1 使用者は、平成19年4月以降の転籍問題について、団体交渉に応じる。
- 2 使用者は、従業員の不穏当な発言があったことを認め、今後、組合員に対して同様のことが行われぬように指導を徹底する。
- 3 労使双方は、健全な労使関係の醸成のため努力する。

平成18年（調）第15号（1869号）

申 請	平成18年9月20日 組合		
あっせん員	下崎（公） 大森（労） 高田（使）		
係属日数	21 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成18年10月19日	終 結 区 分	解 決

1 関係当事者

組 合 芦屋市

ユニオンX

組 合 員 数 38名（男22名、女16名）

使用者 芦屋市

財団法人Y公社（社会保険・社会福祉・介護事業）

従 業 員 数 164名（男7名、女157名）

関係事業所 デイサービスセンターほか

2 調整事項 団体交渉の促進

3 労使の主張

組 合	使 用 者
平成17年4月13日付けの回答「その他、職員の労働条件等に関しても誠意を持って団体交渉に臨みます」に基づいて団体交渉を行うこと	同回答「その他、職員の労働条件」とは「組合員の労働条件」であると認識している。交渉事項に関連する組合員の職場・職種を明らかにしないと団体交渉はできない。

4 申請までの経過

平成17年3月14日、ユニオンX組合は、A分会を結成し、使用者に対し指定管理者制度導入に関する雇用不安解消とともに、職員の労働条件等に関して誠意を持って団体交渉に応じるよう要求書を提出した。それに対し、使用者は、「誠意を持って団体交渉に臨む」等回答した。

18年4月、公社の常務理事が替わり、8月7日、組合が使用者に対し「賃金・労働条件に関する要求書」を提出し、公社職員の労働条件について組合と団体交渉を行うよう要求したところ、16日、使用者は、「組合員の労働条件の変更について団体交渉を行う」旨回答した。その後2回の団体交渉が開催されたが、組合が、17年4月の使用者回答に基づき公社職員全員の労働条件について団体交渉を行うよう主張するのに対し、使用者は組合員の労働条件の変更について団体交渉を行うとして、組合員の職種、職場を明確にしない限り団体交渉はできないと主張した。両者は主張を変えず、労使の主張は平行線をたどった。組合は、このままでは自主解決は困難であると判断し、9月20日、あっせん申請をした。

5 調整の経過及び結果

9月22日、事務局による事前調査を実施し、29日、あっせん員が指名された。

10月19日、あっせんが行われ、あっせん員が事情聴取したところ、組合は、昨年は労使間でもめることなく円満に交渉をしていたが、18年4月以降、使用者が組合員に係る労働条件の交渉にのみに限定することを強調するようになった上に、正規の公社職員の労働条件の変更等について説明さえもしてもらえなかった。17年4月13日付け使用者回答に基づいて組合員に限定しない交渉をするとともに、たとえできないという回答であっても、その理由を丁寧に説明してほしいと主張した。

それに対し、使用者は、17年4月13日付けの「その他、職員の労働条件等に関しても誠意を持って団体交渉に臨みます」という回答は、雇用継続以外の組合員の労働条件に係る団体交渉を行うという意味で回答したもので、17年も組合員に係る労働条件について交渉してきた。たとえば、組合員にかかわらない案件であっても使用者として必要と判断すれば交渉も説明も行う。ただし、雇用形態等により就業規則が分かれており、人数も含めてどの就業規則に該当する組合員がいるか明らかでない等交渉や説明ができない等主張した。

その後、あっせん員の個別折衝の結果、組合は分会員の雇用形態及び人数を明らかにするとの意向を示し、使用者も組合に対し丁寧に対応することに同意した。そこで、あっせん員があっせん案を示したところ、労使双方とも受諾し、本件あっせんは解決した。

(あっせん案の要旨)

- 1 組合は、分会員の雇用形態及び人数を明らかにするものとする。
- 2 使用者は、組合員の労働条件に影響を及ぼす事項については、丁寧に対応する。

平成18年（調）第16号（1870号）

申 請	平成18年10月11日 組合		
あっせん員	滝澤（公） 高本（労） 和田（使）		
係 属 日 数	8 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成18年10月31日	終 結 区 分	解 決

1 関係当事者

組 合 加東市

X労働組合

組 合 員 数 30名（男3名、女27名）

使用者 Y市（地方公務）

従 業 員 数 597名（男323名、女274名）

2 調整事項 団体交渉の促進

3 労使の主張

組 合	使 用 者
<p>団体交渉は、当初、組合員全員（30名）が出席することになっていたが、当局の交渉出席人数削減要請に応じて、執行委員12名と上部団体4名の計16名とする旨譲歩している。それぞれの旧町と多くの職種等から構成されており、現状人数が必要である。</p>	<p>団体交渉の組合側出席者は、組合三役程度の人数（5～6名程度）にしなければ、次回目以降の団交には応じられない。</p>

4 申請までの経過

6月1日、X労働組合が結成され、14日、組合は、組合結成通知と、雇用の安定等に関する要求書を使用者に提出した。27日、使用者は、組合の要求書に対して、文書で回答した。7月14日、組合は団体交渉申入書を使用者に提出し、27日、第1回団体交渉が開催されたが、この際、組合は原則として組合員全員（30名）の出席で臨んだ。その後、組合は、8月14日、第2回団体交渉申入書を使用者に提出したところ、16日、使用者は、次回以降の団体交渉から、組合側の出席者人数を組合の三役程度（5～6名）に減らすよう要請した。それに対して組合は、執行委員会で協議して、組合側の出席者人数を、執行委員会の全メンバー12名と上部団体4名の計16名に譲歩することに決めて、17日、16名の譲歩案を使用者に回答した。

一方、使用者は、あくまでも組合側の出席者人数は三役程度でなければ団体交渉に応じられないと主張し、以後、数回の窓口折衝があったが、両当事者の主張は平行線のままであった。組合は、このままでは団体交渉の再開は困難であると判断して、10月11日、あっせん申請した。

5 調整の経過及び結果

10月13日、事務局による事前調査を実施し、24日、あっせん員が指名された。31日、あっせんが開催され、あっせん員が事情聴取したところ、組合は、「結成して日も浅く、組合として発展途上であることに加えて、旧3町ごとに雇用条件が異なり、職種も多岐にわたっている等を考えて、第1回団交には原則として組合員全員（30名）の出席で臨んだ。その後、使用者から次回以降の団体交渉から組合側の団交出席者人数を三役程度（5～6名）にしなければ交渉を持たないとの回答があった。組合としては、交渉を実施することを優先することから、執行委員会の全メンバー12名と上部団体4名の計16名に譲歩したが、使用者は三役程度に固執して団交に応じていない。これは組合を嫌悪しているとしか思えず、使用者側に威圧感を感じている。」と主張した。一方、使用者は、「市当局は組合との団体交渉を拒否しているのではなく、組合側の出席者人数を正規職員の組合と同様の三役程度と要請しているだけである。組合員の様々な意見は組合三役が集約して団体交渉に臨んでほしい。第1回団体交渉の際、少なからずの出席組合員から、団交議題から逸脱する旧町在籍当時の様々な不平不満等についての個人的でかつ感情的な発言が多かったことも事実である。市長以下幹部職員も組合経験者であるから嫌悪感を持っているわけではなく、逆に組合側の人数に威圧感を感じる。」と主張した。あっせん員が更に個別折衝したところ、団交開催以前に労使間で団交ルールについて十分協議ができていないことが主な原因であることから、まず、労使双方の代表が交渉方法等についての予備折衝を行い、団交を円滑に進めるための協議をする必要があるとして、あっせん員があっせん案を示したところ、労使双方ともに受諾し、本件あっせんは解決した。

（あっせん案の要旨）

- 1 労使双方は、団体交渉が円滑に進むよう、交渉方法等について予備折衝を行う。
- 2 労使双方は、団体交渉の出席者数について、議題の内容に応じて適正な範囲に収まるよう努力する。
- 3 労使双方は、将来に向けて円満な労使関係を築くため、組合員の労働条件について誠意をもって団体交渉を行う。

平成18年（調）第17号（1871号）

申 請	平成18年10月13日 組合		
あっせん員	釜本（公） 高西（労） 塚本（使）		
係 属 日 数	28 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成18年11月20日	終 結 区 分	解 決

1 関係当事者

組 合 大阪市

X労働組合

組 合 員 数 90名（男40名、女50名）

使用者 神戸市

Y株式会社神戸支店（その他の事業サービス業（労働者派遣業））

従 業 員 数 28名（男13名、女15名（登録スタッフ10,000名））

関係事業所 なし

2 調整事項 誠実な団体交渉の促進

3 労使の主張

組 合	使 用 者
誠実に労使間での直接交渉に応じるとともに、労働法令に基づく解決（休業補償の支払）を求め る。	団体交渉は4回行い、解決に向けて努力した。これ以上の団体交渉は拒否する。 休業補償はそもそも発生しないが、解決金の提示はしている。

4 申請までの経過

平成18年2月末、A氏は、一般労働者派遣業者と3カ月更新の派遣スタッフ雇用契約を交わし、派遣先で通関業務を行っていた。しかしA氏と派遣先との間でトラブルが発生し、5月26日にA氏と派遣先、派遣元社員との話し合いが行われた。翌日A氏はX労働組合に加入した。

6月1日、第1回団体交渉がもたれ、Y株式会社の支店長はA氏に5日以降の自宅待機を命じた。

それ以後、3回の団体交渉がもたれたが、7月末、派遣元は団体交渉の打切りを通告するとともに、雇用保険の自己都合退職による離職手続き及び社会保険の資格喪失手続きを行った。

8月24日、派遣元の代理人弁護士から組合に、6月～8月の休業手当相当額（基準賃金の60%）を支払う案が提示されたが、組合は拒否した。その後労働基準監督署などに相談に行く等したが、10月13日、組合は、このままでは自主解決は困難であると判断し、あっせん申請をした。

5 調整の経過及び結果

10月24日、あっせん開始が決定され、あっせん員が指名された。11月20日、第1回あっせんが開催され、あっせん員が事情聴取したところ、組合は、「使用者はA氏の退職の意思確認はしておらず、正式な解雇通知もないことから、派遣元と組合員との雇用関係は今日まで継続していると認識している。正常な労使関係を築くための団体交渉の促進、それができないのであれば、各種保険関係手続の訂正と、今日までの100%の休業補償を求める。」とした。しかし、使用者は、「A氏から、5月31日で契約終了を望んでいるような発言があった。労働基準監督署からは6月1日から8月末日までの平均賃金の60%以上を休業補償として支払うようにとの指導を受けているので、その程度の額を支払うことを考えている。」とした。

その後、あっせん員が個別折衝を行ったところ、使用者の「基準賃金の95%を支払う。」との譲歩案を組合も了解し、その他の要求事項についても、あっせん員の提案を労使双方とも了承した。

そこで、あっせん員があっせん案を示したところ、労使双方とも承諾し、本件あっせんは解決した。

(あっせん案の要旨)

- 1 省略
- 2 雇用保険手続に係る離職理由は、「会社都合」とする。
- 3 省略
- 4 使用者は、今回の件について、手続の不備により解決が遅れたことに遺憾の意を表す。
- 5 労使双方は、今後は良好な労使関係を築くように努力し、上記の手続の完了をもって、今次の争議は解決したものとし、今後一切争わない。

平成18年（調）第18号（1872号）

申請	平成18年12月21日 組合		
あっせん員	— (公)	— (労)	— (使)
係属日数	一日	あっせん回数	一回
終結	係属中	終結区分	—

1 関係当事者

組合 西宮市

X労働組合兵庫県地方本部A支部

組合員数 19名（男18名、女1名）

使用者 西宮市

Y株式会社（教育、学習支援業（自動車教習所を含む））

従業員数 52名（男41名、女11名）

関係事業所 なし

2 調整事項 年末一時金

3 労使の主張

組 合	使 用 者
年間目標値1,300名入校を達成したにもかかわらず、しかも春の賃上げ要求にも応じてもらえず、0.5カ月分では納得できない。1カ月分以上は要求する。	再生計画終了後、猶予されていた公租公課や社会保険料等の支払や、借入金の返済が開始しており、0.5カ月分しか支給できない。

4 申請までの経過

平成18年2月15日、年末一時金についてあっせんが開催され、当労委のあっせん案を労使双方が受諾して解決した。その後、夏季一時金等について団体交渉が行われ、1.5カ月の一時金が支給された。

10月30日、組合は年末一時金2.0カ月を求めて要求書を提出した。しかし、使用者は、0.5カ月しか支給できないと回答した。11月23日、第1回団体交渉が開催され、組合は、年間1,300名入校が目標であったが、1,500名以上が入校したにもかかわらず、使用者の回答は納得できないとした。しかし、使用者は上期の業績は好調であったが、下期の業績は悪いとして、その後2回の団体交渉を経ても回答を変えなかった。

15日、使用者は、組合員以外の従業員に年末一時金を支給した。組合は、組合旗を掲揚するなどの抗議行動を開始するとともに、年内解決は困難であると判断し、上部団体の本部闘争資金から組合員各10万円ずつ仮払を受けた。

12月20日、第4回団体交渉が行われたが、組合は、1.0カ月支給と譲歩したが、使用者は0.5カ月と回答を変えなかった。組合は、自主的な解決は困難であると考え、21日、組合はあっせん申請をした。

5 調整の経過及び結果

12月31日現在、係属中である。

第3部 審査関係

第1	不当労働行為事件の審査	59
1	概況	59
2	不当労働行為事件取扱一覧表	66
3	審査の期間の目標及び審査の実施状況	67
第2	労働組合の資格審査	69
1	概況	69
2	労働組合資格審査取扱一覧表	70

第1 不当労働行為事件の審査

1 概 況

(1) 取扱状況

平成18年に取り扱った不当労働行為事件は、8件であった。そのうち、前年からの繰越件数は4件で、前年より9件少なく、新規申立件数は4件で、前年より3件少なくなっている。終結事件は5件で、前年より11件少なくなっている。

また、翌年への繰越件数は3件で、前年より1件少なくなっている（第1表参照）。

(2) 新規申立事件

平成18年の新規申立件数4件の内容は、次のとおりである。

ア 申立事項別では、2号事件が3件、2・3号事件が1件となっている（第2表参照）。

イ 申立人別では、4件全てが組合による申立てとなっている。

ウ 地区別では、神戸地区が2件、東播磨地区及び丹波地区が各1件となっている（第6表参照）。

エ 業種別では、製造業、運輸業、その他及び公務が各1件となっている（第7表参照）。

オ 企業規模別では、49人以下、50～99人、500～999人及び1,000人以上が各1件となっている（第8表参照）。

(3) 終結状況

平成18年に終結した5件の内訳は、次のとおりである。

ア 終結件数5件のうち、繰越件数が3件、新規申立件数が2件となっている（第9表参照）。

終結した5件の内容は、命令・決定が3件、和解・取下げが2件となっている（第9表参照）。

終結件数の取扱件数8件に対する終結率は、63%であった。

イ 終結事件の係属日数は、命令・決定の最長が457日、最短が199日、和解・取下げの最長が142日、最短が49日、総平均258日となっている（第10表参照）。

(4) 再審査事件

平成18年中に交付された命令・決定3件については、中央労働委員会への再審査の申立てはなされていない。

また、前年から繰り越された8件のうち、6件が終結したので、翌年への繰越件数は2件となった（第13表参照）。

(5) 行政訴訟事件

前年から繰り越された2件のうち、平成16年（行ヒ）第113号不当労働行為救済命令取消請求上告受理事件については、平成18年10月31日、不受理決定がなされた。

平成17年（行ウ）第20号不当労働行為救済命令取消請求事件については、原

告から訴えの取下げがあり、当委員会もそれに同意したため、終結した。

前年から繰り越された2件のうち、平成15年(不)第6号、平成16年(不)第3・5号事件に対して、申立人から訴えが提起された。

したがって、翌年への繰越件数は1件となった(第14表参照)。

第1表 取 扱 件 数

区 分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越し
繰 越 し	4	3	1
新規申立て	4	2	2
計	8	5	3

第2表 申 立 事 項 別 件 数

申 立 事 項	繰越件数	新規申立件数	計
1号(正当な組合活動による不利益取扱い)	1	—	1
2号(団体交渉の拒否)	1	3	4
3号(支配介入)	—	—	—
4号(報復的な不利益取扱い)	—	—	—
1号と2号の複合したもの	—	—	—
1号と3号の複合したもの	—	—	—
1号と4号の複合したもの	—	—	—
1号と2号と3号の複合したもの	2	—	2
1号と3号と4号の複合したもの	—	—	—
2号と3号の複合したもの	—	1	1
計	4	4	8

(注) 1 審査継続中に申立事項の追加等があるため、件数は、原則として、終結時を基準とした。

2 申立事項欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

第3表

申立理由別件数

7条号別	申立理由	繰越件数	新規申立件数	計	
1号	正当な組合活動による不利益取扱い	解雇	1	—	1
		賃金等の差別	1	—	1
		仕事上の差別	—	—	—
		配転	1	—	1
		小計	3	—	3
2号	団体交渉の拒否	3	4	7	
3号	支配介入	組合誹謗	2	—	2
		別組合の育成	—	—	—
		協定不履行	—	—	—
		組合弱体化工作	1	1	2
		脱退強要	1	—	1
		就労拒否	—	—	—
		小計	4	1	5
4号	不当労働行為救済申立て等をしたことによる不利益取扱い	—	—	—	
計		10	5	15	

(注) 1 審査継続中に申立事項の追加等があるため、件数は、原則として、最終時を基準とした。

2 1事件につき複数の申立理由がある場合があるため、件数の計は、第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第4表

請求する救済内容別件数

請求する救済内容	繰越件数	新規申立件数	計
原職復帰・バックペイ	2	—	2
配置転換の撤回	1	—	1
不利益取扱いの撤回	1	—	1
事業所の再開	—	—	—
他組合との差別禁止	—	—	—
団体交渉の応諾	3	4	7
支配介入の禁止	2	—	2
謝罪文の掲示・手交	3	4	7

(注) 1 審査継続中に請求する救済内容の追加等があるため、件数は、原則として、
 最終時を基準とした。

2 審査継続中に請求する救済内容の追加等があるため、件数の計は、申立件
 数の計とは一致しない。

第5表

月別件数

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
繰越件数	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	1	4
新規申立件数	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	2	—	4

第6表

地区別件数

地区	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
繰越件数	1	—	—	1	1	1	—	—	—	—	4
新規申立件数	2	—	—	1	—	—	—	—	1	—	4

第7表

業 種 別 件 数

業 種	製造	情報 通信	運 輸			卸売・ 小売	医療、 福祉	教育・ 学習 支援	サービ ス	その他	公務	計
			旅客 運送	貨物 運送	その他							
繰越件数	—	—	—	1	—	1	—	—	1	—	1	4
新規申立件数	1	—	1	—	—	—	—	—	—	1	1	4
計	1	—	1	1	—	1	—	—	1	1	2	8

第8表

企 業 規 模 別 件 数

企業規模	49人 以下	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	計
繰越件数	2	—	—	2	—	—	—	4
新規申立件数	1	1	—	—	—	1	1	4
計	3	1	—	2	—	1	1	8

(注) 審査継続中に企業規模の変動がある場合があり、件数は、原則として、終結時を基準とした。

第9表

終 結 区 分 別 件 数

終結区分	命令・決定					和解・取下げ				計
	全部 救済	一部 救済	棄却	却下	小計	関与 和解	自主 和解	取下げ	小計	
繰越件数	—	1	1	—	2	1	—	—	1	3
新規申立件数	—	1	—	—	1	1	—	—	1	2
計	—	2	1	—	3	2	—	—	2	5

第10表

終 結 事 件 係 属 日 数

終結区分	最 長	最 短	平 均
命令・決定	457 日	199 日	367 日
和解・取下げ	142	49	96
総 平 均	—	—	258

第11表 終結事件の調査回数、審問回数、尋問証人数、和解回数及び係属日数

事件番号	業種名	終結区分	調査回数	審問回数	尋問証人数	和解回数	係属日数
平16 (不)4	一般廃棄物処理業	命令 (一部救済)	9回	3回	4人 (8)	0回	457日
平17 (不)1	繊維・衣服等卸売業	命令 (棄却)	4	5	3 (6)	0	444
7	地方公務	取下げ (関与和解)	3	0	—	0	49
平18 (不)1	建設業	取下げ (関与和解)	5	0	—	0	142
2	地方公務	命令 (一部救済)	4	2	3 (3)	0	199

(注) 「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数である。

第12表 翌年への繰越事件の調査回数、審問回数、尋問証人数、和解回数及び係属日数

事件番号	業種名	調査回数	審問回数	尋問証人数	和解回数	係属日数
平17 (不)6	貨物自動車運送業	5回	7回	9人 (18)	0回	580日
平18 (不)3	ゴム製品製造業	2	0	—	0	49
4	一般乗用旅客自動車運送業	2	0	—	0	49

(注) 1 係属日数は、平成18年末までの数値である。

2 「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数である。

第13表

再 審 査 事 件 一 覧

事 件 番 号 (業 種 名)	申 立 人 申立年月日	不服の 要 点	審査経過
中労委 平10(不再)第22号 (出版物の月賦販売業)	労働者 10. 5. 11	初審命令の 取消し	一部変更 18. 4. 3
中労委 平11(不再)第49号 (出版物の月賦販売業)	労働者 11. 12. 27	”	棄 却 18. 6. 9
中労委 平15(不再)第59号 (鉄道業その他関連事業)	労働者 15. 11. 21	”	取下げ 18. 4. 13
中労委 平17(不再)第3号 (地方公務)	労働者 17. 2. 4	初審決定の 取消し	棄 却 18. 3. 23
中労委 平17(不再)第24号 (医療業)	使用者 17. 4. 4	初審命令の 取消し	棄 却 18. 10. 3
中労委 平17(不再)第39号 (道路貨物運送業・倉庫業)	労働者 17. 5. 23	”	結 審 18. 7. 31
中労委 平17(不再)第48号 (出版物の月賦販売業)	労働者 17. 7. 6	”	棄 却 18. 4. 28
中労委 平17(不再)第86号 (花・植木小売業)	労働者 17. 12. 20	”	結 審 18. 7. 6

第14表

行 政 訴 訟 事 件 一 覧

事 件 番 号 (業 種 名)	提 起 人 提起年月日	請求の趣旨	訴訟経過
最高裁 平 16(行ヒ)113号 不当労働行為救済命令取消請 求上告受理事件 (道路貨物運送業)	県労委 15. 12. 26	上告受理	不受理決定 18. 10. 31
神戸地裁 平 17(行ウ)20号 不当労働行為救済命令取消請 求事件 (各種商品卸売業)	労働者 17. 5. 2	県労委命令の 取消し	取下げ 18. 4. 24
神戸地裁 平 18(行ウ)18号 不当労働行為救済申立棄却命 令取消請求事件 (農林水産金融業)	労働者 18. 3. 9	”	係属中 (18. 12. 31 現在)

2 不当労働行為事件取扱一覧表

事件 番号	業 種 名	第7条 該当号	申 立 て			終 結		事件地
			申立人	年月日	主な原因	年月日	区分	
平16 (不) 4	一般廃棄物処 理業	1・2・3	組合	16. 11. 8	不利益取扱 団交拒否 支配介入	18. 2. 7	命 令 (一部救済)	加西市
平17 (不) 1	繊維・衣服等卸 売業	1	組合	17. 1. 11	不利益取扱	18. 3. 30	命 令 (棄 却)	神戸市
6	貨物自動車運送業	1・2・3	組合	17. 5. 31	不利益取扱 団交拒否 支配介入			加古川市
7	地方公務	2	組合	17. 12. 2	団交拒否	18. 1. 9	取下げ (関与和解)	香寺町
平18 (不) 1	建設業	2	組合	18. 3. 22	団交拒否	18. 8. 10	取下げ (関与和解)	神戸市
2	地方公務	2	組合	18. 5. 30	団交拒否	18. 12. 14	命 令 (一部救済)	篠山市
3	ゴム製品製造業	2・3	組合	18. 11. 13	団交拒否 支配介入			神戸市
4	一般乗用旅客自 動車運送業	2	組合	18. 11. 13	団交拒否			加古川市
計		8件						

3 審査の期間の目標及び審査の実施状況

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18及び審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年兵庫県労働委員会規則第4号）第4条第3項の規定により、平成19年における審査の期間の目標及び平成18年における審査の実施状況を下記のとおり公表する。

記

(1) 平成19年における審査の期間の目標

当委員会は、平成19年における不当労働行為事件の審査の期間の目標を次のとおり定める。ただし、特に複雑な事件については事件ごとに作成する審査計画に定める期間をもって目標とする。

ア 単純な団体交渉拒否事件 6月

イ その他の標準的な事件 1年3月

(注) 単純な団体交渉拒否事件とは、団体交渉拒否のみが争点となっている事件をいい、特に複雑な事件とは、複数の労働者の査定差別が争点となっている事件等で、主張の内容が複雑で立証に特に多くの労力を要する事件をいう。

(2) 平成18年における審査の実施状況

ア 取扱事件数

区 分	取扱件数	終結事件	翌年への繰越し
単純な団体交渉拒否事件	4件	3件	1件
その他の標準的な事件	4	2	2
特に複雑な事件	0	0	0
計	8	5	3

イ 審査期間の状況（平成18年中に終結した事件）

(ア) 単純な団体交渉拒否事件

終結区分	審 査 の 結 果		
	最 長	最 短	平 均
命 令 ・ 決 定	199日	199日	199日
和 解 ・ 取 下 げ	142	49	96
総 平 均	—	—	130 (約4月)

(イ) その他の標準的な事件

終結区分	審 査 の 結 果		
	最 長	最 短	平 均
命 令 ・ 決 定	457 日	444 日	451 日
和 解 ・ 取 下 げ	—	—	—
総 平 均	—	—	451 (約1年3月)

ウ 個別事件の審査の実施状況（平成18年中に終結した事件）

事件番号	終結区分	係属 日数	調査 回数	審問 回数	尋 問 証人数	備 考
平成16年 (不)第4号事件	命令(一部救済)	457 日	9 回	3 回	4 (8) 人	標 準
平成17年 (不)第1号事件	命令(棄却)	444	4	5	3 (6)	標 準
平成17年 (不)第7号事件	取下げ(関与和解)	49	3	0	0 (0)	団交拒否
平成18年 (不)第1号事件	取下げ(関与和解)	142	5	0	0 (0)	団交拒否
平成18年 (不)第2号事件	命令(一部救済)	199	4	2	3 (3)	団交拒否

(注1) 「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数である。

(注2) 「備考」欄の「団交拒否」は単純な団体交渉拒否事件を、「標準」はその他の標準的な事件を示す。

第2 労働組合の資格審査

1 概 況

平成18年に取り扱った労働組合の資格審査は24件で、その内訳は前年からの繰越しが11件、本年受付けが13件で、申請理由別では、委員推薦が4件、不当労働行為が4件、法人登記が5件となっている（第1表参照）。

このうち、本年中に20件（適格決定18件、打切り2件）が終結し、4件が翌年に繰り越された（第2表参照）。

適格決定された18件（委員推薦10件、不当労働行為3件、法人登記5件）では、補正事項はなかった（第3、第4表参照）。

第1表 申請理由別件数

区 分	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
前年からの繰越し	6	5	—	—	11
本年受付け	4	4	5	—	13
計	10	9	5	—	24

第2表 申請理由別、終結区分別件数

区 分	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
本年取扱い	10	9	5	—	24
終 結	打 切 り	—	2	—	2
	取 下 げ	—	—	—	—
	適 格 決 定	10	3	5	18
	不 適 格 決 定	—	—	—	—
	計	10	5	5	—
翌年への繰越し	—	4	—	—	4

第3表

申請理由別補正件数

区 分	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
決 定	10	3	5	—	18
同上のうち補正	—	—	—	—	—

第4表

該当号別補正状況

区分	1号 〔名称〕	2号 〔所在地〕	3号 〔均等 取扱〕	4号 〔組合員 資格〕	5号 〔役員 選挙〕	6号 〔総会 開催〕	7号 〔会計 報告〕	8号 〔罷業 開始〕	9号 〔規約 改正〕	傘下 組合の 規約
件 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 件数の合計は、補正件数の合計とは一致しない。

2 労働組合資格審査取扱一覧表

事 件 番 号	組 合 員 数	係 属		終 結	
		年 月 日	事 由	年 月 日	事 由
平成16年 (資)第8号事件	236	16. 11. 8	不	18. 2. 2	適 合
平成17年 (資)第1号事件	31	17. 1. 11	不	18. 3. 16	適 合
平成17年 (資)第25号事件	143	17. 5. 31	不		
平成17年 (資)第26号事件	103	17. 5. 31	不		
平成17年 (資)第29号事件	21	17. 12. 2	不	18. 1. 19	打切り
平成17年 (資)第30号事件	1,735	17. 12. 14	委	18. 1. 5	適 合
平成17年 (資)第31号事件	211	17. 12. 21	委	18. 1. 5	適 合
平成17年 (資)第32号事件	3,694	17. 12. 21	委	18. 1. 5	適 合
平成17年 (資)第33号事件	546	17. 12. 26	委	18. 1. 19	適 合
平成17年 (資)第34号事件	697	17. 12. 27	委	18. 1. 19	適 合

事 件 番 号	組 合 員 数	係 属		終 結	
		年 月 日	事 由	年 月 日	事 由
平成17年 (資) 第35号事件	307	17. 12. 28	委	18. 1. 19	適 合
平成18年 (資) 第 1 号事件	214	18. 1. 6	委	18. 1. 19	適 合
平成18年 (資) 第 2 号事件	11	18. 1. 6	委	18. 1. 19	適 合
平成18年 (資) 第 3 号事件	892	18. 1. 17	委	18. 1. 19	適 合
平成18年 (資) 第 4 号事件	145	18. 1. 18	委	18. 1. 19	適 合
平成18年 (資) 第 5 号事件	588	18. 3. 22	不	18. 8. 10	打切り
平成18年 (資) 第 6 号事件	16	18. 5. 22	法	18. 6. 5	適 合
平成18年 (資) 第 7 号事件	54	18. 5. 30	不	18. 12. 7	適 合
平成18年 (資) 第 8 号事件	13, 750	18. 7. 20	法	18. 8. 3	適 合
平成18年 (資) 第 9 号事件	277	18. 8. 11	法	18. 9. 4	適 合
平成18年 (資) 第10号事件	56	18. 8. 14	法	18. 9. 4	適 合
平成18年 (資) 第11号事件	1, 020	18. 10. 10	法	18. 10. 19	適 合
平成18年 (資) 第12号事件	820	18. 11. 13	不		
平成18年 (資) 第13号事件	546	18. 11. 13	不		
計		24 件			

(注) 「係属」の「事由」欄の「委」は「委員推薦」、「不」は「不当労働行為」、「法」は「法人登記」を示す。

